

# 前 期 的 資 本 と 林 業 構 造

北 川 泉

Izumi KITAGAWA

## A Study on "vorsintflutliche Kapitals" and Structure of Forestry

### 1. 問 題 の 所 在

木材がわが国において商品化されはじめたのは、通常16世紀前半頃までさかのぼるとされている。もちろん、この当時の木材は天然林材を対象とするもの<sup>(1)</sup>ではあったが、木材が商品化されはじめるということは、そうした木材流通を担当する「商人」の成立をうながすことはいうまでもない。むしろ商人こそが、この時の流通担当者としてたち現われるといつてよい。だが、資本家的生産様式が全機構的に形成される以前においては、いわゆる「資本」が「前期的資本 (vorsintflutliche Kapitals)」という形態で存在している。

(1)・熊野・吉野材は、天正11年(1583年)の大阪城の築造を契機とし、北山の材も、文禄3年(1594年)の伏見城の普請用材として使われたことを契機として、一般民間の需要に応じて立売をはじめた、といわれている(京大林業問題研究会「林業地帯」23頁)。

木材が商品化される場合、その出発点において、原生林が対象とされるため、既存の立木そのものが商人資本にとって対象化されることになる。ここにおける木材流通担当資本は、資本主義社会の確立以前において、主たるレーゾンデートルをもつところの前期的資本、すなわち商人資本・高利貸資本である。

このような意味からも、前期的資本は資本主義以前に存在し、資本主義的生産様式を準備するところの重要な役割をもつものである。すなわち、封建社会の崩壊過程から、資本主義社会の成立過程において重要な意味をもち、資本主義的生産様式の展開のための前提的条件をつくりだす。このような意義を、前期的資本がもっているために、林業の資本主義的發展、ないしは發展類型の違いを何故にもたらしたか、といった問題を歴史的發展過程の中で明らかにしようとするかぎり、このような前期的資本の存在形態と、發展過程における位置づけ、さらにはその役割、法則性といった問題を究明することが絶対に必要なことになるのである。

とくに、われわれが日本林業を2つの類型(地主型林業、農民型林業)に分けて考察しようとする場合、こうした類型の違いを何故にもたらしたかという問題は、この前期的資本の分析をまずしては、解明されないものとする。ここでは、以上のような林業の發展史上必要不可欠な問題を取扱おうとするものである。

### 2. 前 期 的 資 本 に よ る 流 通 独 占

前期的資本存在の前提的条件については、大塚久雄氏<sup>(2)</sup>が述べているように、まず、前期的資本の存在のためには「単純なる商品流通及び貨幣流通」があれば、その他の条件はさしあたり何も必要としない。いいかえると、産業資本の基礎過程であるところの「資本の生産過程」を必要としないのである。つまり、商品がいかなる生産様式によって生産されようと、単純な商品流通および貨幣流通が存在することが最低の必須条件なのである。他面で、市場関係が未成熟であり、商品・貨幣流通が社会的再生産過程の決定的部分を捕促するにいたらず、いわば、本来の資本としての産業資本の支配的存在が未確立であるような、したがって、「商品・貨幣流通が多分に偶然性と非法則性を含んでいる」ことが、マキシマムの条件となるのである。

(2) 大塚久雄『近代資本主義の系譜上』弘文堂新社3~4頁、以下大塚氏引用文は同書による。

以上の如き2つの前提条件は、次の点に強く規定されている。すなわち、その1つは、商品生産の發達が低く、したがって充分な競争が行なわれる程度にまでそれが一般化していないこと、その2つは、前者と密接に関係する交通・運輸技術の未發達である。藩制期から明治・大正期にかけて、さらに昭和10年代までの木材搬出の中心は、河川による流通にあったことは、あらためていうまでもない。

そこで、われわれはこのような商品生産の未成熟な段

階、および搬出技術の流送依存による未発達段階における前期的資本がいかなる形で存在していたのか、そして、それら前期的資本は、林業生産ないしは流通にとって、どのような役割を果たしたのか、という点に関して具体的な史実に準拠しながら検討を加えてみよう。ここで例示される史実は、主として徳島県木頭林業によっている。

まず、木頭の木材が、河川を利用して搬出されたのは、「白鳳年間（672～685）阿波仏教の草創の伽藍たる那賀郡宝田村の隆善寺の建築用材に始まり、他国に移出せしは慶長年間（1596～1614）大阪築城時よりならむとの説あり」（『徳島県木頭の林業』昭和10年、104～5頁）ともいわれているが、しかし、量的にまとまって伐出が行なわれるようになったのは、「正徳年間（1711～）の大阪における材木問屋中で阿波問屋六軒が数えられ、寛文年間（1661～1672）にも材木大阪へ指登し の記録があらわれ、元文元年（1736）の大阪における諸国物産廻着高の中には、米につぐ物品に材木があげられ、阿波を含む諸国より、銀高六千九百五十五貫余の材木、樹木四千八百二十八貫余、炭一千五百八貫余が計上されている」（林業発達史調査会「木頭林業発達史」30頁）とあるように、まず江戸時代（1600年）以降になってからであろうとみられる。

ところで、木頭内での天然生林を商品化し、その売買を直接担当したものは、正しく「商人」ではあるが、木頭で生産される木材は、昭和30年の長安口ダム建設の前々年の28年まで、その大半を流送によって搬出していたのであり、この那賀川という流送路を支配することが木材搬出担当者にとっていかに重要であったかはいうまでもない。このような木材搬出担当者はいかなる性格のものであり、その発生の系譜はどのようなものであったか、という点がまず明らかにされなくてはならない。

そこで、まず徳島藩における林野制度を「徳島県木頭の林業」によってみると、次の如くである。

「……即ち「伐畑山」と称する住民の焼畑開墾地以外は全部「御林」と称する藩有なりしもの如し、而して御林の中より「取山」と称するものあり。木材商人が相当銀札を納入して伐採仕出しこの権利を家督とせるものを云ふ、「取山」に対する御林の別名を「御留山」とも称せるが如し。伐畑山に二あり名負と検地これなり。名負とは従来の私有を云ひ、検地とは相当上納する民地を云ふ。伐畑山其他の民地に生育する樹木と雖樹種に依りては自由に伐採せしめざりしなり。又この種の樹木に安宅御帳付木なるものあり。徳島市安宅町の工匠用材として指定せらるるものを云ふ」（『木頭の林業』107～8頁）

とある。

ここで明らかなことは、焼畑を中心とする私有林の存在と、「永代売人の家督」として特定の商人に管理収益をまかしていた山林の存在である。この特権商人は、那賀川下流の日用品および農林産物を取扱う商人であったと思われるが、「材木方売人記録之覚」（『徳島県木頭の林業』108～10頁）によれば、次の如く記されている。

一田分は米也

畠分は大豆小豆也

右は遠山之儀に付新御蔵へ上納相調がたく申に付村々は而取立御代官様御出合被下遊村々に納置材木仕出し売人方へ値段相定相渡し代銀札を以来る三月切売人共より上納の為致来り候依之木頭山之御年貢三月一紙有之物也

一大豆小豆に而は売人之為に成不申候儀に付売人より願出大豆小豆を米に直し候物也

右売人居申所は

那賀郡中島浦第一は富岡町黒土村今津浦古津村岩脇村此所に売人貳拾五人有之右売人と名跡は木頭山に而取山所持いたし諸事材木商売を致者売人と名跡也

尤富岡植松屋夫左衛門儀は新売人也山元は御林也

一御林之内を永代売人諸所に被仰付取山として木末代銀本巻外を巻本と云ふ也或は取山河谷は木末何本と相定永代売人之家督に被仰付御座候物色依之木末代巻ケ年に式ケ度宛上納仕来り候

一取山無之林木いたし候人は仕出人と云ふ也

すなわち、文政3年（1820）には那賀川下流筋に25名の売人が、「御林」の1部を払下げられて「取山」として、もっぱら独占的に木材の売買に従事していたのである。同時に、農民達の年貢の代納なども行ない、木材のみならず、茶、楮、三極、雑穀等の販売にも従事しているのである。このような特権商人が存在し得たのは、当時における林野の領主規制の強さと、それを背景とする木材搬出に対する貢租の賦課であろう。一方で、木材伐出の強い規制をとりながら、他方でその権利を一部の商人に認め上納銀をとりたて、さらに農民の貢租を収取するという機能をもっていたものと考えられる。

こうした中でとくに目立つのは、「御林」の拡大政策および保護政策であろう。たとえば、「海河谷御林之義根元私共取山ニ而木末代指上候所先年御林ニ被仰付……」とか「八ヶ村御林之内ニ先年百姓共伐畑ニ而御座候所中古御指留被為遊御林ニ相成候」（徳島県那賀郡木頭村『木頭村誌』92頁）等の文書が多数みられるほか、伐畑山の切添侵墾については、「軽くて牢舎、重きは死罪」

という厳罰でのぞんでいる。藩の管理する山林についてのみならず、取山においても、真木（モミ、ツガ、スギ、ヒノキ等）の有用樹種は停止木（留木）として伐採が禁じられていたのである。こうした山林に対する藩の強い規制、それをテコとした免許制という背景においてこそ、当時の特権商人の存在を理解することが可能であろう。

ところで、当時のいわゆる特権商人はどのような商人であったのか、次の文書をみてみよう。

一売人株木頭山村へ相渡覚

右取山百貳拾参年より六七拾年已前迄に木頭上下山百姓方へ相譲り請材木売買仕来り依之木頭売人と名言跡也

一明和元申年は富岡中島両所材木挽売場所挽座株木頭売人共より奉願上由来之通那賀郡北は勝浦郡赤石南は椿泊りかもふた切材木売場に被仰付諸材木他国より入船御指留尤船皆其之儀は地木に相而調かたき物は挽座より改め之上他国より入申筈並に山分より小仕成板其外挽物地売無用材木流失之節郷中浦里長川筋御制道方爲役人木頭御代官様より古来之通り木頭売人共へ被仰付有之候物也（『徳島県木頭の林業』109～10頁）

すなわち、明和元年（1764）には、それまで下流商人の独占であった永代家督としての取山を背景とする「売人株」が、木頭山へ移っているのである。さらに、木材の加工販売を一手に行っていた「挽座株」さえも木頭山へ移っているのである。木頭山元業者と下流商人との争いを記録した文書は多いが、下流業者はもともと有利な「挽座株」をおさえて、「売人株」は山元商人に譲ったのであるが、山元での伐出の権利をにぎった木頭山元商人に「挽座株」までとられていったのである。こうした動向を示したものに次の文書がある。

木頭上山へ挽座元請奉願儀儀ハ誠ニ御年貢第一富岡中島挽座往古トハ相違ノ売人取山木頭山へ譲請候ニ付百姓一統少々宛材木仕出し筏乗下ケ参売買仕候所富岡中島挽座共不埒之品御座候ニ付御年貢指支難義仕候故其段右三十ヶ年跡ニ奉願候而被為仰付候……

（『木頭村誌』113頁）

「売人株」および「挽座株」を木頭山元で請けた期間には、明和元年（1764）から享和2年（1802）までの38年間にすぎないが、このような下流商人からの移動は、むしろ木材流通上の利点によるものではなく、年貢取立てに関する機能がより基本的要因であったものと考えられる。つまり、木頭内での年貢をとどこおりに取立てるためには、地区内の名主層に「売人株」をもたせておく

ことが藩にとって有利であったにちがいない。「木頭林業発達史」の著者は、この間の事情を次の如く述べている。「一般農民は完全にといえる程に流通過程から遮断されており、年貢上納・取立ての代行者としての売人の行動が浮かび上がってくる。すなわち、「遠山の儀につき新御蔵へ上納相調いがたく申に付き……村々に納置く材木仕出し、売人方へ値段相定め相渡し、代銀札をもって来る三月切り売人どもより上納」する仕組であって、一方においては領主経済に吸着し、年貢徴収の代行人として「取山」所持の特権を有し、他方においては農民経済をよりどころとして、自己の利益を追求した」（『木頭林業発達史』33頁）。

このように、領主経済は地元農民を把握する手だてとして、地元商人に「売人株」を免許したのであるが、しだいに木材取引量が増大し、それを背景としての商品経済の滲透は、川上の材を集中して取扱ひ、集積した材の移出に便利な河口において、経済的優位性が生ずることは当然の帰結であった。すなわち、「売人、挽座株請年限の年季あけには、再度までは先例の通り十ヶ年請に更新したが、寛政九年の三度目の年季あけには、五ヶ年請に年期を半減し、さらにこの年季あけ享和元年には、先請けの通り願ひでたものの、木頭山元の売人の中からさえ、故障を申し立てる者が出て、たとえ継続して免許をうけたところで、百姓のためにはなり申さずとの理由で、挽座株は再び下流業者によってとってかわられるところとなった」（『木頭林業発達史』35頁）のである。挽座株が木材売買上にかに重要であったかは、材木の移出が「挽座より指し出しこれなき儀では指支へ候よう、御郡代様より仰せ渡され候」（同「発達史」35頁）とあるように、木材の積出し、売買に関して挽座が支配し、その挽座を取得することによって、山元商人といえども支配下におくことができたのである。「百姓のためにはなり申さず……」というのは、山元商人に比して下流商人が高価に材を買付けていたことを物語るものといえよう。

以上のことは、次のことを意味しているものと考えられる。すなわち、木材流通の初期の段階では、量的にも質的にもまだ構造的に確立しておらず、その搬出技術もさらに未熟であった。そこにおいては、山元での商人は年貢取立ての機能を背景にして、買材、集荷、販売する上でまだ有利性を保持していた。逆にいえば、下流での立地上の有利性は表面化されない段階にあったものといえる。ところが、そうした領主的規制の中にあっても、しだいに木材の搬出量の拡大とともに、中島港を中心とする回船問屋の経済力が上昇し、下流業者の地位はもは

やおさえ難いものに成長していたのである。このような山元業者と下流業者との抗争の結果、挽座株を下流業者が手に入れることによって、本格的に『木材問屋』として流通の全般を掌握するにいたるのである。さらに、それは、「これまで挽座下請人とも手元にて売捌き来り候へども、此後は問屋相定め申す上は、筏一艘も外方へ相洩申さず、木頭上山村々より仕出し申す筏の儀は、私手元にて売捌候様御願ひ申上げ候事」（『発達史』37頁）とあるように、木頭売人の仕出してきた材を一手に引受けて売捌くことになったのである。こうして、享和年代（1801年）には、一定の条件のもとで下流商人による問屋の支配体制がほぼ確立するのである。こうして、明治に入ると、「木材類は、他郡及び他村人の仕出しにて、本村内商家の仕出しは、わずか十分の一内外と云ふ程なり、もっとも価格は高値の模様。又金融は至って不融通なり」（『木頭村誌』443頁）とあるように、木材流通の主体は全く下流商人に握られてしまうのである。

### 3. 前期的資本の「利潤」形成の機構

前期的資本存立の前提条件は、先に述べたように、市場関係の未成熟、いいかえれば商品生産の発達の低さ、したがって、競争関係が未成熟であること、およびそれと相互規定的関係にある搬出技術の未発達であった。<sup>(3)</sup>

(3) コイトゲンの言葉にしたがえば、「安全さが増せば増すだけ、それだけ利潤は減少する」。F Keutgen, Hansische Handelsgesellschaften usw., V. f. S. - U W-gesch., IV., S. 304

それでは、このような客観的事実の中で、前期的木材商人資本はどのようにして「前期的利潤」を作り出すのであろうか。それは、「まず流通行程の内部でのみ行なわれる取引、換言すれば購買及び販売によって作られ、次に最終の取引たる販売によって実現されるのであって、いわば商人の「譲渡利潤」として獲得されるのである」（大塚『前掲書』12～3頁）といわれているように、生産物の交換比率が偶然的・投機的であって、安く買って高く売るといった非等価交換の中から、商人がその差額を抽出するところから生ずるものであるといえよう。

木材という商品の場合、それがほとんど天然林材を対象としていたことによる「無価値物」としての意識が強く、さらに流送という極めて原始的方法によって搬出されていたという事実<sup>(4)</sup>、さらに資本をして投機性を色濃くさせ、なかば掠奪的性格が導き出されるのである。だから、この場合、木材は商人によってはじめて商品、なかんずく遠隔地向けの商品となるのであり、このことから、前期的木材取引資本は、とくに仲買商人の姿であらわれ、「商略と欺瞞」によって収奪するのである。

(4) 宝暦年間（1751～）における洪水の際の流失材取締りを訴えた文書によって、当時の流送の実態をみてみよう。

「宝暦拾辰年ひかえ」

乍恐奉願竟

去る廿四日出水、百年以来の大しけにて、私共上納銀引当材木都合壹万五千本程御座候処、悉く流失仕<sup>り</sup>候に付き、早速私共川たけ筋相下り見及び候処、川たけ筋には懸り木聊ならでは相見え申さず候、然る処頃日野附御奉行様、那賀郡上大野村より、下分御改木凡式千本程も御座候様に存じ奉り候、川南分は明谷村より東は見能方村迄、川北分は上大野村より北は赤石榑瀨村迄、村々に多く御座候様に風聞承知仕<sup>り</sup>候得共、右御改め木数ならでは御座無<sup>く</sup>候、右散乱木高引合候へ共、過分の流失木にて御座候、多く沖出ても御座無<sup>き</sup>様に承知仕<sup>り</sup>候へば、此上家捜し等御付なされ下され候はば、材木余程有<sup>る</sup>べく御座やと存じ奉候、恐れ多く申し上ぐる様に御座候へ共、家捜しの義左に願上奉候……（『日本林制史資料』〔阿波藩〕による）。百年以来という大洪水で、下納銀引当の材木壹万五千本程が流失し、下流の村々に盗難にあっていから、家捜しをさせてもらいたい、と代官へ願ひ出た記録で、海川村以西の24人（おそらく売人であろう）が連署している。これだけの材木が流失する例は、当時としても相当多量のものであったと考えられるが、それにしても、流送という手段によって木材搬出を行なっておれば、こうした危険は常につきまっていたのである。

こうした木材流通における前期的資本が、いかに収奪を行なっていたかは、前述の売人株および挽座株の請け抗争をみても容易に理解されるところであるが、さらに前期的資本の「前期的」たるゆえんを示す資料1～2を掲げておこう。

御林材木仕出ニ払下木下請ニ付仕渡申書物之事

一、折宇谷御林壺ヶ所御運上銀七百五十匁五歩七厘右者御下札之通当去年々来ル卯年迄丸八ヶ年之間其方請所ニ被仰付候処私材木仕成相望申ニ付右山代銀札壺貫九拾式匁相極メ相調へ申処相違無之候然ル上八年割ヲ以六百四拾式匁私方上納可仕候並未年分百五十匁者当未十一月切ニ相渡申答残銀三百拾匁来ル申十月切相渡申答右御林仕成之儀ハ御下札之通諸事相仕成申管……（略）

文化八末年十月 出原村 善 蔵

西宇村 武右衛門 殿

折宇村 彦右衛門 殿

仕渡書物之事

一、是迄挽座下請人共手元ニ売捌来候得共此後問屋相定申上ハ筏一艘モ外方江相洩申木頭上山村々々仕出申筏之儀ハ私手元ニ売捌候様御願申上候事  
一、其御地林木方売人当山江入込仕出材木相調候ハ我々手元へ相下申候へ共売買不仕何レ相調候共各々方へ筏相下有来口銭相渡候様家元ニ而相究申上ニ而売買仕様事  
一、当山売人共諸材木挽物之類直々ニ相下申節ハ相場聞合之上積出尤地売之儀ハ材木屋勿論其職人浦方郷中へ相届之方ハ名々ヨリ勝手次第ニ売捌候様私共

## お奉願上手配可仕事

一、当山売人共荷物相下申節罷出相対致売不申様此段相究可申候事

右之通相究問屋相究申上ハ此後随分究之通相約諸材木筏ニ相下申共右様相心得猥ニ相成不申様各々問屋奥書一札如件

戌十月

木頭上山村惣代

那賀郡中島

土佐屋忠兵衛 殿

角屋与右衛門 殿

(『木頭村誌』105, 117頁)

上述の如き、山元商人と下流商人との間の抗争関係に明らかのように、木材取扱量の増大は当然に商品取引資本相互間の接触をより緊密に展開せしめる。こうした取引関係の進展は、山元商人と下流商人との機能分化をおこさせ、同質の商人としてはもはや把握できなくなる。これは、いわゆる「問屋制」によって集中的に表現される。つまり、商品取引資本の発達とともに、問屋資本が木材流通市場に大きな位置を占めるようになる。山元における小規模商人たちに、資本を前貸し、それによって彼等を自己に隷属せしめるという形態が進むのである。

木頭の場合、木材の伐出はほとんど「取山」および「御林」からであったが、「御林」の木材を伐り出す場合には、まず相当の代銀で払下げをうけ、資金の不足する者は資金を御趣法銀<sup>(6)</sup>で借りるか、問屋から借りるかして事業を行ない、多くは丸太のまま那賀川河口まで流送していた。そして、中島、富岡などにあった「挽座」において製品に加工（明治中期までは木挽きによる）して大阪・兵庫方面へ積み出していたのであり、この過程の中で、河口にあった挽座が流通上極めて重要な位置にあったことはいうまでもない。この「挽座株」は単に木材の製品加工のみではなく、その専売権を握っていたものと考えられる。したがって、これら「挽座」の業者の強力な地位が推察できるのである。『木頭村誌』によれば、「明治20年代においては、素材業者（山師）は問屋に対してはかなり独立性をもっていたようである。しかし投機的な天然林の伐り出しにおいては当然浮沈がはげしく、だんだん問屋に従属するようになり、ついに買子の地位にまで転落していった」（『木頭村誌』666頁）といわれている。このようにして、問屋の位置は資金力を強化することによって、流通に強固な存在となるが、前貸を通して「交換の両極に対立しつつ商略および欺瞞によってその双方を収奪する」のである。このような産地における問屋が強力な力をもちえたのは、生産地における生産物を一手に取扱い、他方消費地において量的にも質

的にも大きな支配力をもっていたからに他ならない。つまり、縦断的市場を基礎とした流通独占による市場支配力の強固さに他ならないのである。

(5) 御趣法銀というのは、産業奨励資金であり、木材売人共に対する資金貸付制度であったが、後に一般百姓にも拡大されたようである。しかし、貸主は下流の庄屋や商人であったことは、つまりところ下流商人から前借を受けることと同じ意味をもつ点は注意されるべきである。

ところで、次にこの前期的資本における「利潤」発生の源泉について触れておかねばならない。つまり商人資本による利潤は、「商略と欺瞞」によって安く買って高く売るといふ購買および販売の両取引によって作られるのであるが、この場合の「利潤」は一体どこから生じたものであろうか。たしかに、商人資本は生産過程をもたず、そこにおいては剰余価値を作り出すものではないが、購買と販売の過程において生じるものであるから、利潤は流通過程から出てくる如き形態をとる。しかし、「価値」の出所が流通過程にあるとはいえない。それは封建社会の生産の担い手——焼畑農民——の掌中にある「封建的剰余生産物」が商人資本のもとに貨幣の形をとって流れ込むのである。<sup>(6)</sup>すなわち、「封建的生産者の手によって生産せられた剰余生産物が、実は流通過程を通じて商業資本の利潤へと転化するのである」（大塚『前掲書』30頁）といえよう。

(6) もちろん、封建的剰余生産物のみが前期的資本の利潤の源泉ではない。近代的労働者の生産する剰余からも当然前期的資本の「利潤」は生じうる。

ところで、前期的資本といえども「資本」である以上、「自己を増殖する価値」として、 $G-W-G'$ として表示されるが、ここには当然「生産過程」を含んでいない。このことは、資本家的生産の特徴である「再生産過程」をそれ自体としてはもたないことを意味する。つまり、「売買の両極をなすところの生産そのものに対して、流通が前期的資本として自立化せしめられ、隔絶されているからである」（大塚『前掲書』34頁）。前期的資本が「前期的」でありうるのは、他の個別資本との相互間の競争、これにともなう一般利潤率の出現がなく、商略と欺瞞や投機による「利潤」を作り出すからであり、そうした機構がなくなれば、前期的資本の存立余地は消滅するのである。

上に述べたように、前期的木材取引資本は自ら再生産機構をもたず、したがって循環が間断的で、不安定な存在であることはあらためていうまでもない。とくに、その循環の中に資本の生産過程を含まないため、木材のように天然林材を対象とし、その対象がしだいに奥地化していくような生産の特殊性をもっている場合には、商品取引資本にとって、自己保存のもっとも安定した定在は

「土地所有」を自らが行なうこと、という事実に帰結する。木材取引資本は、その循環の遷程において、つねに土地所有を得ようとする傾向をおびるのである。

さて、次の第1表によって大山林所有者の林地集積過程をみてみよう。山元の大山林地主である岡田家を除け

第1表 大山林所有者の林地集積 (単位ha)

	岡田家	和田家	横井家	玉置家	三枝家
明23	360	980	—	—	—
明33	450	1,100	88	—	—
明43	2,000	1,500	570	47	19
大9	1,900	2,400	1,100	130	22
昭5	2,000	2,400	1,100	380	76
昭15	2,000	2,400	1,150	600	125
昭25	2,000	2,400	1,200	690	160

徳島県那賀郡木頭村『木頭村誌』昭36。135頁より。

ば、和田、横井、玉置、三枝家ともに下流の中島周辺に住む製材業を営んでいる大山林所有者であるが、この林地集積の過程をみれば明らかのように、明治20年代には岡田家、和田家がわずかずつ山林を取得しているのみで、これら山林地主の林地集積は、むしろ明治末期から大正10年までにかけての時期が中心になっている。さらに、次の第2表によって、木頭村中内部の林地が部落外へ移っていった過程をみると、第1表と同じように、

明治末から大正初めに大きく地区外へ移動していることがわかる。そして、林地移動の初期には、村内在住者にまず移動し、大正末頃からさらに村外、なかでも那賀川河口在住者の手に移っているのである。これらのことから明らかのように、(1) 藩制時代から明治初期にかけての林地集積はあまりみられない。(2) しかし、明治20年から大正初期頃までに林地移動の大半が行なわれている。(3) 林地移動の過程は、まず村内ないしはその周辺在住者に移動し、ついで下流の製材業者を中心とした村外者に移っている、という2段階を経ていること、等である。<sup>(7)</sup>

(7) 中内部落林地移動の詳細については『林業地帯』274～6頁を参照されたい。

以上の林地取得の推移を、その内部のメカニズムにそくしてみるためには、木頭山周辺において山林がどのような意味をもち、山林をめぐるの農民生活がどのようなものであったか、という点が明らかにされなくてはならないだろう。<sup>(8)</sup>

(8) 参考のために、木頭村における村内・村外山林所有比率を示すと、次の第3表の如くで、明治30年以降の村外への林地移動のはげしさを物語っている。

#### 4. 焼畑耕作と山林地主形成のメカニズム

本頭における寛永検地(寛永5年、1628)によって、当時の土地利用がどのようなものであったかをみると、第4表の如くである。すなわち、この時代においてすで

第2表 中内部落における居住地別山林所有構造の変遷

	所有者数	所 有 面 積 の 百 分 率				
		中内在住者	中内を除く木頭村在住者	上木頭・平谷・沢谷・坂州・宮浜各村在住者	木頭六ヶ村及び平島村・羽ノ浦町在住者	平島村・羽ノ浦町在住者
明治 23	13	99.1	1.0	—	—	—
28	14	91.7	1.0	7.3	—	—
33	24	88.0	4.7	7.3	—	—
38	35	77.4	9.9	12.7	—	—
43	36	64.9	21.3	3.7	—	10.1
大正 4	42	29.7	40.0	3.9	—	27.5
9	44	28.5	40.2	7.0	0.2	24.1
14	49	27.9	39.7	1.3	5.4	35.6
昭和 5	53	27.7	37.3	1.1	8.3	25.6
10	48	23.5	27.7	1.1	15.9	31.9
15	48	21.3	20.7	0.5	28.5	28.9
20	49	18.8	22.4	—	15.9	42.8
25	51	19.9	20.5	—	15.4	44.1
28	45	19.9	22.8	4.8	7.6	44.9

(注) 京大林業問題研究会『林業地帯』昭和31年、273頁より。

第3表 村内・村外所有比率の推移

	村 内 所 有	村 外 所 有
明 治 36	88%	12%
大 正 2	64	36
大 正 12	62	38
昭 和 8	46	54
昭 和 25	38	62

(注)『木頭村誌』622頁。

に伐畑(焼畑)が相当な面積存在しており、食料生産において欠くことのできないものとなっていることがわかる。この検地による名負人数(土地所有者)は、第5表

第5表 寛永検地による名負人数

旧 村	屋 敷 数	名 負 人 数
助・大久保	38戸	20人
出 原	49	20
和 無 田	10	9
南 宇	34	28
西 宇	16	11
折 宇	33	22
北 川	29	11
計	209	121

(注)『木頭村誌』18頁

第4表 木 頭 各 村 の 村 高 集 計 (寛永検地による)

		田 (反)	畑 (反)	伐 畑 (反)	茶 (坪)	うるし (本)	か じ (株)	高 合 計
助 村	面 積 石 高	17,026 12,266	19,727 5,312	48,221 3,862	211 1,477	19 33	124 186	23,141
大久保村	面 積 石 高	2,805 2,221	10,411 3,336	43,500 3,480	158 1,106	— —	156 234	10,377
出 原 村	面 積 石 高	66,327 61,182	38,523 21,108	31,301 2,504	987 6,909	117 234	291 437	92,374
和無田村	面 積 石 高	84,019 77,329	8,627 4,275	1,717 141	409 863	66 132	158 237	84,977
南 宇 村	面 積 石 高	74,812 63,239	28,008 10,280	40,116 3,212	1,243 8,701	287 574	1,207 1,811	87,817
西 宇 村	面 積 石 高	22,729 18,339	28,515 7,512	26,525 2,127	533 3,731	159 318	336 504	32,531
上折宇村	面 積 石 高	18,621 14,342	68,007 20,568	109,205 7,645	636 4,452	46 92	1,043 1,555	48,664
北 川 村	面 積 石 高	24,802 18,224	47,121 15,990	93,211 6,527	360 2,520	64 128	1,275 1,913	45,302
海 川 村	面 積 石 高	42,922 31,579	36,900 12,104	46,203 3,697	1,152 8,064	30 60	1,109 1,664	57,168
合 計	面 積 石 高	354,413 298,721	286,124 100,485	440,210 33,195	5,689 39,823	788 1,576	5,699 8,549	482,349

(注)『木頭村誌』12~16頁  
石高単位 石

の如くで、1戸当り平均にすると、耕地がいかに狭少であったかがわかる。

さらに、伐畑のみの検地帳である宝永伐畑検地(1708)によって、伐畑面積および1戸当り面積をみると第6表の如くで、寛永検地に比べて伐畑面積が拡大されていることが知られる。伐畑面積に対する石高をみると、伐畑1反につき7~8升となっている。当時の田の石高が

1反当り7~8斗であるから、伐畑の石高は田の約3/40になっており、生産力の低さが知れる。各村によって、伐畑面積に大きな差があるが、和無田、出原のいわゆる里山地帯を除けば、かなりの面積が伐畑に依存しているのである。この伐畑面積は、明治40年の「焼畑台帳」によると、さらに拡大され、北川324.9町、折宇862.8町、西宇172.9町、南宇66.7町、合計1,382.3町になって

第6表 宝永伐畑検地による伐畑面積

村名	伐畑面積	名負人当り面積	1戸当り面積
北川	144.1	13.2	4.9
折宇	218.7	10.0	6.6
西宇	76.7	7.0	4.8
南宇	151.6	5.5	4.5
和無田	3.6	0.4	0.4
出原	102.1	5.1	2.1
助	417.6	21.0	11.5

(注)『木頭村誌』24頁  
単位 反

いるのである(『木頭村誌』440頁参照)。このことは、「木頭上山村之義田畑無数伐畑ヲ以渡世相凌居申村柄ニ而……」(『木頭村誌』48頁)という言葉で代表される如く、この地方の食料は、平年作の場合でも稗、粟、里芋等が主体であったといわれている。

さて、以上のような耕地面積の狭少さの中で、伐畑(焼畑)が木頭村民の生活を支える上で、いかに重要であったかは、あらためていうまでもない。こうした中で、焼畑農民と利害の反する御林の拡大、保護政策が、すでに天保年代(1681~83)からとられていたことについては前述した。「とくに享保年代(1716~35)以後は、農民の保有していた山林(名負林)や食糧増産のために払下げられて伐畑として利用されていた山林(取山)にまで、拡大の手がのびされるに至って、農民の打撃は深刻であった」(『木頭村誌』96頁)のである。これは正しく、木頭における木材商品化の過程と一致しているもので、天然林材の伐出が進行するなかで、すでに寛政年間(1789~1800)には名負林についても植林が小面積ながら行なわれていることが知れるのである。<sup>(9)</sup>

(9) 奉願覚

一 杉三千本  
右者私検地負伐畑之内へ植付居申候間右作証文被為仰付被下候様被仰上被下候はは別而難有奉存候 以上  
申ノ三月 折宇村 岩 平  
岩佐与左衛門殿  
右岩平奉願通彼者伐畑之内植付ケ申処相違無御座候ニ付奥書仕指上申候 以上  
申ノ三月 折宇村 肝煎 文十郎  
同 村 五人組為右衛門  
岩佐与左衛門殿 (『木頭村誌』105~6頁)

また、名負林以外の藩林への植林もみられる。たとえば次の如くである。

御 受 書 之 覚

一、杉老万本

内五千本 折宇村  
同式千五百本 西宇村  
同式千五百本 木頭上山村

庄左衛門

但し拾ケ年間植付老ケ年に千本宛植付奉仕管且生立不宜敷方ハ植替仕可奉指上候

右者折宇村之内陰谷御林惣山之内ニ而場所宜敷川附へ植付仕候様被仰附百姓共老統被仰附候通御請奉仕候往年生木之上ハ半数被下置御趣百姓共奉畏候然ル上ハ本文木数ニ不限宜敷場所へ追々出情仕植付可奉仕候依而御受書仕奉指上候処相違無御座候 以上

午十月 木頭上山折宇村惣代 新左衛門  
同西宇村之内平野惣代新右衛門  
木頭上山村 庄左衛門

山下伊賀右衛門様

住友立三郎 様

右之通百姓共難有御請仕候ニ付私共奥書仕奉指上候以上

折宇村 肝煎 文十郎  
西宇村 庄屋 長右衛門

(『木頭村誌』110頁)

問題は、このような焼畑利用および植林の進展が、どのようなメカニズムのもとに大山林所有と結びついていったか、ということを知ることである。前掲(9)の「奉願覚」においても明らかのように、藩制時代においては、私有林(名負林)に植付けた木材でも自由にならなかったのであるが、次の文書にみられるように、3,000本の植林に対して30本の御用木を献上することによって、他の植栽木は自由に処分することが許されている。

覚

一、杉二千本 武左衛門伐畑山之内  
一、同四百本 重右衛門伐畑山之内  
一、同四百本 兵藏 伐畑山之内  
一、同二百本 安次 伐畑山之内  
合計三千本

右之通其方共名負伐畑山之内植付これあり候旨承り届候右の内三十本成木の上相しらへ御代官御用木として建置くべく候其余安宅御帳付並諸用木等には一何仰付けられまじく候追年手入間伐等の儀は勝手次第たるべく候且成木の上御年貢引当并諸入用ニ付伐小成売木川下等之儀は地盤取山御作法之通申付くべく候、尤も根伐の節は是迄の通り請持御林番人へ申出見分の上は何時も指支へなく仕成申し付けべく候仍而証文指遣処如件



寛政九巳年二月二日

海部郡木頭上山村之内西宇村

武左衛門 兵藏

重右衛門 安次方へ

笹田兵三郎

河野甚兵衛

(『林業地帯』259頁)

『木頭村誌』によれば、「3,000本植栽すれば、成木の上は御用木として30本だけ藩へ納めるとあとは自由に処分できるようになった。そして3,000本植付ける毎に証文一通を渡されていた。この証文が天保7年には60余通に達している。本数で約18万本になるわけである」(『村誌』628～9頁)と記されているように、こうした方式による植林が部分的ながら進行していたことがうかがえるのである。このような、藩有林への植林ないし名負林への植林のほか、地主の所有する山林への小作人による植林も相当行なわれている。つまり、地主が小作料の代りに、その作跡へ植林をさせて、しだいに造林地を拡大していったのである。この事情について、『徳島県木頭の林業』は次の如く記している。

「木頭林業の今日あるは焼畑開墾の賜なりといふ。即ち焼畑は古へより伐畑と称し雑木林を伐採焼却し二三年間耕作を施し之を放置し十五年乃至二十年を経過せば更に之を伐採開墾するものなり。斯の如く十五年乃至二十年毎に反覆施行するが故に耕作放棄の前年杉苗を植付爾後二三回の下刈に依り次期の耕作期には、稗種子一斗蒔付地より五万戈内外の杉材を伐採するを得、更に焼畑を施すに於ては従来の無収穫の休閑時を利用して莫大なる利益を得、主副顛倒する利益を發見するに基因すと、宜なる哉。爾來地主は加地子減額の代償として小作人に杉苗を植付せしめ、以て広大なる造林地を得たるものあり。又土地所有者にして一家経済上林野を売却する場合ある時は其の価格が植付なき焼畑よりは植付あるものの方遙かに高価なるが如く、一面林業の志ある人士は自ら造林費を投ずるよりは比較的低廉なる造林地を得る事を希望する者多き關係上、彼等の予想以上の時価を以て買取する焼畑跡には造林を為すを有利なりとの考へより漸次隆盛に趣きたるものの如し」(傍点筆者)(『徳島県木頭の林業』126頁)

また、『那賀川流域林業経営実態調査報告書』によれば、「焼畑作物は稗、粟、ソバ、豆類の雑穀、甘藷、ゴマ、陸稻を主とし、2～3年収穫を得たる上、三椏、楮、茶、桑等を植付け、火入施行の翌春に植付けたる杉

・松稚樹が漸くうっぺいするに及んで収穫を望み得ざるに到る時季迄継続する。……収穫は必ずしも優良なものではないが……従前は山村下層民の唯一の食糧自給の途であった」。さらに「焼畑希望者が多く下層民であり、彼等は土地を有せざるものである所から、従前は多く他人の持山を開墾していた。而して、地代を支払ふ代償として杉苗木を仕立てて、焼畑終了する迄の一切の手入も小作人に於て之を行ふのが原則であった。其後希望者が減少するに及んで其条件が漸次小作に有利に転換し、今日では苗木及び地拵費の一部或は補植等は地主持ちとするのが一般である。此の条件は林地の状況に応じて夫々異なる」(『前掲報告書』109頁一傍点筆者)とあるように、少なくとも明治末期から大正初期までは、焼畑農民の無償労働によって、植林地を拡大していったことを物語っている。つまり、大正初期までの木頭における造林の多くは、焼畑農民の法外な労働搾取にもとづいて成立していたのである。この当時の焼畑耕作が経済的にみて、いかに農民にとって不利なものであったかは、次の第7表をみれば明らかであろう。にもかかわらず、焼畑耕作が続けられているのは、収支がマイナスになっても、自家労働をタダと意識し、食いつなぎのための手段という点につきるであろう。このような、焼畑耕作と植林の結合、その中で焼畑利用の衰退化において、林地集積が強力に進められたものといえよう。

大塚久雄氏が、「前期的資本が  $G-W-G'$  としての資本であるにしても、なお本質においては「貨幣蓄藏衝動」の外在化に他ならず、従っていわば「封建社会」に寄生し而してその「脂肪」として上層に凝固するものだということ、その事から前期的資本が封建的権力へ、領主・封建地主へ転身せんとする傾向もまた生じてくる。彼等はつねに、資本家・商人たることをやめて土地所有者に転身し、あからさまな封建的権力者として封建社会体制上層の一環となる傾向をもつ」(大塚『近代資本主義の系譜上』40～41頁)と述べているように、前期的資本の特色の1つが、上述の如き山村における山林利用を背景にして、構築されているのである。つまり、商人資本は未成熟な「商品生産」を媒介することによって、非等価交換の過程から「譲渡利潤」を抽出していたのであるが、しだいに商品流通がその範囲と密度を拡大する中で、交換の両極を資本循環の過程から独立させておくことをやめて、資本が「生産過程」そのものを自らの営みの裡にまきこむのである。このことは、大塚氏のいうところの「生産への喰い込み」に他ならない。こうして、前期的資本は、その循環の中に資本の生産過程を包含することによって、「自らの循環の中に産業資本機

第7表 焼畑小作の収支計算(木頭村折宇付近・反当)

年次	費目	支 出			支 入			
		種 目	金 額	行 程 単 価	種 目	金 額	数 量	単 価
初 年 小 計	地 拵(伐採)	3.30	3人	1.10				
		3.30						
2 年 目	地 拵(乗切)	}4.40	2.5人	}1.10	稗	11.50	500合	0.23
	地 拵(焼山)		1.5人					
	稗 種 子 代	0.23	1升	0.23				
	播 種	1.35	1.5人	0.90				
	手 入	1.00	1.5人	0.70				
	収 穫(取込)	}7.20	3.0人	}0.90				
	収 穫(調整)		5.0人					
	木 屋 及 管 理	1.35	1.5人	0.90				
小 計	15.53							
3 年 目	粟 種 子 代	0.60	3合	0.20	粟	1.60	80合	0.20
	小豆種子代	0.90	6合	0.15	小 豆	1.20	80合	0.15
	大豆種子代	1.00	5合	0.20	大 豆	1.00	50合	0.20
	播種及手入	1.35	1.5人	0.90				
	収 穫	2.70	3人	0.90				
	小 計	6.55						
	合 計	25.38			合 計	15.30		

(注)『那賀川流域林業経営実態調査報告書』111頁より。2年目杉苗と共に桑を植付けた場合は、毎年15貫乃至150貫の桑の収穫を7～8年継続し得べし。其間平均50貫の収穫を見ても1ヶ年2.50円の収入あり。楮、三椏の場合も略同様。

能とともに前期的資本機能をも一個別資本の他の面として包摂するところのいわば共生体 (Symbiose) として現われてくる」(大塚『前掲書』84頁) のである。

##### 5. 前期的資本の範疇的転化と加工部門の包摂

前期的資本が、木材流通を通じて「譲渡利潤」を獲得し、その価値の蓄積のもとに林地を集積していった過程は、前述した通りであるが、明治中期頃までの木材伐出は、「山元業者による伐出が主体であって、木頭各村とも那賀川、川口業者の入山買付は、殆どその事例をみない」(『発達史』58頁) とあるように、下流業者と山元業者の分担関係がある程度明確にされていた。ところが、いわゆるバンの伐り出しがはじまってからは、下流業者が直接山元へ進出するという形に変わってくる。同時に、下流の大和家が海川の和田家と、横井家が海川の杉本家とタイアップして、出材面と加工販売面を分担した例のように、山元の有力伐出業者兼山林地主と下流業者との結合が進むのである。これは、直接的契機としては、明治25年の高磯山崩壊による流通路支配体制の変化に求められるが、基本的には、奥地天然林材の大量伐出

を基礎としているのである。

(10) 明治16年頃から、藩有林の私下げを基礎に、いわゆる「バン」の伐り出しが本格化したのであるが、「バン」とは、ケヤキ・モミ・ツガなどの柚角材のことで、原生林を伐採して角材に削り、そのまま夏秋の出水を利用して放流するのである。まずケヤキバンが伐り出され、つづいてこれが枯涸すると、ツガ・モミにうつり、遂にブナバンに及んだが、ブナは放流しにくく、水に腐りやすいため、大規模には行えなかったという。バンの伐り出しでもっとも大規模なものは、人夫 300人を使役したといわれ、このために三好・阿波・麻植方面から出稼ぎがあり、そのまま定住して現存する人もある。(『木頭村誌』661頁)

次の第8表は、明治末期から昭和初期にかけての那賀川河口に流送されてきた木材量を示したものであるが、これによって、明治中期頃の木頭山からの出材量を推計してみると、おそらく6万石は下らなかったものと考えられる。天然林材は、大正末期において人工林材にとってかわられるのであるが、これら大量の伐出には、「木頭における大部分の村民は、資力不足と無気力のため働きに出る労働者が多かった」(『村誌』127頁) とあるように、木頭における焼畑農民の多くは、村内および村外の伐出業者に雇われて、素材生産に従事しているのである。もっとも、バンの大量伐出がはじまってからは、村外から多量の労働者が、組を組織して入村してきてい

第8表 那賀川筋流材川口付近着材調  
(既往25ヶ年)

年 度	人 工 造 材	天然林生産	計
明治42年			9,263,719
43			7,643,975
44			17,840,023
大正元年			13,166,716
2			4,740,811
3	1,307,759	16,103,454	17,411,213
4	484,100	16,046,316	16,530,416
5	862,188	7,261,814	8,124,002
6	2,007,100	15,947,000	17,954,100
7	2,567,230	19,462,864	22,030,094
8	5,431,188	8,464,824	13,896,012
9	3,945,724	5,770,787	9,716,511
10	2,448,000	4,523,483	6,971,482
11	3,052,000	2,785,299	5,837,299
12	5,279,000	5,522,393	10,801,393
13	9,200,000	3,655,000	12,855,000
14	11,040,000	2,848,000	13,888,000
昭和元年	10,422,300	809,700	11,232,000
2	9,057,700	992,400	10,050,100
3	10,964,830	1,100,370	12,065,200
4	11,224,000	651,000	11,875,000
5	11,287,000	513,000	11,800,000
6	14,327,000	460,000	14,787,000
7	14,869,100	272,400	15,141,500
8	20,900,000	250,000	21,150,000
9	25,000,000	500,000	25,500,000

(注) 川口付近とは、古庄、中島等那賀川河口のことである。木頭山6カ村の伐り出し量はこの数字の80%であったといわれる。『木頭村誌』671頁

る。その事例は注(10)において示した通りである。<sup>(11)</sup>

(11) 安岡岩樹氏は、明治から大正にかけての天然林材の伐り出しについて次のように語っている「明治20年頃から村外資本による伐出しがはじまり、日清戦争(明治27.8年)から日露戦争(明治37.8年)の10年間にクロキ(モミ・ツガ)の天然林材はほとんど伐りつくされた。その後第一次大戦(大正6.7年)の終るまでに、残っていた天然林のめばしいものを伐り出した。そのとき雑木の伐り出しも行われた」(『木頭村誌』663頁)

こうした林業労働に従事した農民は、かならずしも身分的隷農的關係にある古い雇用形態ではなかったようである。宝曆14年(1764)の文書においてさえ、次のような雇用者と被傭人との間の経済的関係を示した資料がみられる。

仕渡杣証文之事

一、横石杉山御林御手仕成仰せ付けられ候に付私儀杣人に御召抱え取極に付此度出銀為し銀札二百目御貸し成らせられ、たしかに請取り申す処突正に御座候、然る上は組別御裁判人殿の御指図の通り入山仕り伐方始終相詰め働き申すべく候、万一働かず病氣など仕り算用の上戻り始末御座候はば急度返弁仕るべく候、其の為彦右衛門請人に相立申す上は、外人不埒に及び候共請人罷り出組別御裁判人殿中へ急度埒開き仕るべく候

一、御公儀様仰せ出なされ諸事御法度の儀堅く相守り申すべく候、勿論博奕大酒或は在所へ出不埒ケ間敷義仕の間敷候、万一取逃げ欠落など仕る上は右請人方へ御縮め極めらるべく候、右の通り相極め杣人御召抱下され候に付肝煎長右衛門奥印加判申し請証文相渡し候上は今後毛頭相違これなく仕り候依て件の如し

宝曆十四年

西宇村本人 下人 文助

西宇村請人 彦右衛門

平野清八 殿

桜井金右衛門 殿

(『林業地帯』261頁)

このような、労働雇用において、経済的関係がより支配的である、ということは、耕地への緊縛から脱れた他国出身者が日傭として、1人役ろ勿ないしろ勿半の賃金で雇われ、長期間滞滞しているという事実からもうかがえるのである(『林業地帯』262頁参照)。

次に、「伐出」という生産過程の反対の局面にある「製材加工」に関してはどのようなものであろうか。少なくとも明治20年代までは、古庄周辺に散在する木挽の手を経て加工されていた。もっとも、「横井家では明治6年から木材を取扱ひ、木挽70~80人、時には100人近く雇って製材を行っていた」(『発達史』66頁)ようであるが、要するに問屋制家内工業の域を出るものではなかった。「上流から流送された黒木の一部については、幕末頃から古庄周辺に散在する木挽の手を経て地方需要に向けられてきたが、明治20年代に岩脇の岩城安太郎氏(現在岩城製材の先代)が約30人の木挽を使用してやや大規模な製板事業を開始した」(『発達史』66頁)とあるように、明治中半頃から、しだいに下流商人による製材加工が盛んになる。もちろん、この頃まではすべて手挽加工によるものであったが、明治24年になって富岡町の業者敦賀新平、井上多七郎、矢羽義夫等数氏が製材機械を共同で据付けたという記録がある(『発達史』81頁)が、まだ機が熱せず、数年を経ずして廃止している。しかし、やがて明治34年に到って、中島製材会社(中島の

業者10軒が共同したもの)が英国より製材機を購入して、機械製材をはじめ、ついで同年、那賀製材合名会社が発足、明治38、39、40年と相ついで機械製材が設立されているのである。

以上の如き事例は、下流木材問屋資本の範疇的推転を示すものとして理解される必要がある。すなわち、一方では木材生産そのものを、単に交換の過程から独立させておくことをやめて、資本自体が「直営伐出」という形で自らの営みの中にまき込むと同時に、他方では、素材を丸太の形で販売するのではなく、手工業的技術を基礎としているが、新たに協業(社会的生産)によって生産力を高め、「製材加工」という生産過程を自己の内部に包摂するのである。そして、いま1つの条件である範疇としての「賃労働」が成熟してきているのである。

このようにして、「自らの循環の中に産業資本機能とともに前期的資本機能をも一個別資本の他の面として包摂するところの「共生体」として現われるのである」。すなわち、木頭を例とするような「地主型林業構造」に

おいては、林業生産における「小生産者層」の中からその一部が産業資本家に上昇するという過程においての発展のコースではなく、特権的商人資本→問屋制商人(商業)資本→産業資本としてのコースによって形成されたものといえる。「地主型林業構造」の特殊規定性がここにあるといえよう。

### 参 考 文 献

1. 大塚久雄『近代資本主義の系譜上』弘文堂新社、1967年
2. 京大林業問題研究会『林業地帯』高陽書院、1956年
3. 徳島県那賀郡木頭村『木頭村誌』1961年
4. 徳島県山林会協賛会編『徳島県木頭の林業』1935年
5. 農林省編『日本林制史資料』(徳島藩)朝陽会、1930年
6. 林業発達史調査会「木頭林業発達史」1959年
7. 日本山林会「那賀川流域林業経営調査報告書」1924年